附　則

この規則は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十七号）の施行の日（平成二十七年十二月十二日）から施行する。ただし、第十条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○厚生労働省令第百六十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第二号イ(5)中「賃金締切期間。」を「賃金締切期間」に改め、「事業主をいう。」の下に「第百三十九条第二項を除き、」を加える。

第百十五条第一号中「両立支援等助成金」の下に「（第百三十九条第一項に規定する女性活躍加速化助成金を除く。次条、第百二十条及び第百二十条の二において同じ。）」を加える。

第百三十八条第三号を次のように改める。

三　事業主に対して、両立支援等助成金（第百三十九条第一項に規定する女性活躍加速化助成金に限る。同条、第百三十九条の三及び第百三十九条の四において同じ。）を支給すること。

第百三十九条を次のように改める。

（両立支援等助成金）

第百三十九条　第百三十八条第三号の両立支援等助成金として、女性活躍加速化助成金を支給するものとする。

2　女性活躍加速化助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対し、三十万円を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）

イ　その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、計画期間、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値を用いて定量的に定めた目標（以下この項において「数値目標」という。）並びに実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期を定めた計画（以下この項において「行動計画」という。）を定めるとともに、当該計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該計画を公表した事業主

ロ　行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施した事業主

ハ　その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した事業主

二　次のいずれにも該当する事業主（中小企業事業主を除く。）

イ　前号イ及びハに該当する事業主

ロ　行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、当該計画に定める数値目標を達成した事業主

3　前項第一号に該当する中小企業事業主が、行動計画に定める数値目標を達成した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、三十万円を支給するものとする。

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「及び第百三十八条の三」を「、第百三十八条の三及び第百三十九条第二項」に、「及び障害者職業能力開発助成金」を「、障害者職業能力開発助成金及び両立支援等助成金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。